

公益財団法人公益法人協会 第23回評議員会議事録

- 1 開催された日時 平成30年3月12日(月) 15時～17時03分
- 2 開催された場所 「如水会館」コンファレンスルーム
- 3 評議員総数及び定足数
　　総数 25名、定足数 13名
- 4 出席評議員数 17名

(出席) 秋山孝二、浅野 有、伊藤道雄、今井 渉、上保紀夫、大貫正男、小方 泰、木村裕士、
　　小西恵一郎、高橋 洋、高橋陽子、徳川義崇、轟木洋子、中野佳代子、振角秀行、
　　義 康久、渡邊 鑑

(欠席) 笹部俊雄、渋沢雅英、谷井 浩、茶野順子、野村 萬、深尾昌峰、山本雅貴、
　　吉井實行

(監事出席) 谷村 哲、中田ちづ子

(理事出席) 雨宮孝子理事長、鈴木勝治副理事長、鶴見和雄常務理事

(議案説明及び報告) 雨宮理事長、鈴木副理事長、鶴見常務理事
- 5 議 題

決議事項

第1号議案『議事録署名人の選出』の件

第2号議案『平成30年度事業計画書及び収支予算書等の承認』の件

報告事項

- (1) 第45回理事会のその他決議事項
- (2) 「公益信託法の見直しに関する中間試案」(パブリックコメント)及び公法協意見書
- (3) 「民間法制・税制調査会」の開催
- (4) 平成29年度寄附金の状況報告
- (5) 平成29年度入退会の状況
- (6) その他報告

6 会議の概要

(1) 定足数の確認等

冒頭で鶴見常務理事より、評議員総数25名中17名が出席、8名は欠席予定であること、したがって開催要件の定足数たる過半数13名以上の出席を充足していることを確認し、続いて、同常務理事から本会議の議事進行について説明があった。

(2) 議案の審議状況及び議決結果等

定款の規定に基づき、高橋陽子評議員会会長が議長として本会議の成立を宣し、議案の審議に移った。

○ 決議事項

第1号議案『議事録署名人の選出』の件

議長が、本評議員会議事録署名人2名の選出について諮ったところ、斎 康久、渡邊 駿の両評議員を出席評議員全員一致で選出した。

第2号議案『平成30年度事業計画書及び收支予算書等の承認』の件

議長の求めに応じて爾宮理事長から、環境認識及び基本方針について説明があった。説明によると、環境認識として平成30年度は公益法人制度改革による新法施行から10年、また、NPO法施行から20年という、市民社会の相い手である非常利セクターにとって大きな節目の年に当たる。海外では、米国トランプ政権によるアメリカファースト、欧洲では英国のEU離脱交渉が大詰めを迎えるなど世界レベルで分断社会が進行しており、内戦の多発、難民の大規模流入、北朝鮮情勢などにより平和への脅威が高まり、市民社会への弾圧や規制強化など様々な形で市民社会スペースの狭窄化が進行している。日本を含む国連加盟193ヶ国が2030年までの到達目標として採択した、持続可能な開発目標SDGsは、先進国をも包含する全地球的な規模で国内外の課題解決に警鐘を鳴らしている。一方、国内に目を転ざると、自然災害による被害が続発、少子高齢化の波は止めることができず、20年後には今の東京都の人口に当たる1300万人が減少すると言われている。公益法人協会には、NPO法人や社会的企業の台頭による社会的問題を解決するアクターの多様化による地盤変動にも対応し、非常利組織全体の役割の向上と社会からの信頼感の醸成及び法制・税制を含む強固な活動基盤の再構築に、さらに注力する必要が求められ、当協会が眞の「民による公益の実現」を果たし、社会からの信頼を受け、その活動が市民社会からの寄附やボランティア等で支えられる好循環の実現が確固たるものとなるよう、公益の増進と活力ある社会の実現のために邁進していく。そのため平成30年度は、前中期経営計画（27～29年度）の延長年度として捉え、前中期経営計画の方向性と役割を多角的に分析し、かつ長期経営計画も勘案した、次期中期経営計画の動走期間と位置づける。したがって、基本方針として、①平成31年度以降に予定する次期中期事業計画（3ヶ年Kプラン）の基礎固め、②関係団体と提携した公益法人制度改革10周年を記念する事業の実施、③会員システムの機能拡充と事業領域の検証、④集中と選択の下に収益源となる主要事業のブランド化、先進的優位性、差別化を図り、⑤市民社会との親和性を重視した政策提言・連携を選別した上での事業の推進、この5点を軸に事業計画を策定した。以上であった。

続いて鶴見常務理事から、主要各事業計画の詳細及び收支予算書等について説明があった。説明によると、事業計画の要約は次のとおりである。

＜公益目的事業I「普及啓蒙＞①実務書の出版ラインアップの充実、②当協会への入り口というべきWebサイトの改定、③記念シンポジウムの開催、④休眠預金、遺贈、SDGsなどを国内外の情勢の変化を捉えた関係団体との連携、海外中間支援団体との情報交換、⑤公益法人の制度理解促進、認知度向上のための対メディア関係強化、⑥大学・会員法人のマッチング、ユース（若者）世代との連携関係を企図したインターンシップ推進。

＜公益目的事業II「支援・能力開発＞①相談室の機能及び相談員の拡充、②ユースに合ったセミナー内容の見直し、③「読まれる機関誌」のための内容刷新、④公益法人・一般法人の情報公開・公告を代行する「共同サイト」の販促。

<公益目的事業>「調査研究・提言」①「民間法制・税制調査会」、「非営利法人関連の判例等研究会」「定点アンケート」の継続実施、②調査研究、国内連携事業とも連携した専門委員会の実施、③非営利法人制度・税制改善のための適切な提言活動。

<法人管理>①「会員満足度調査」、各事業担当との協力による会員サービスの強化、社内システムの活用・機能拡充による新規会員獲得と現会員リテンション、情報発信力の強化、②各事業収益性の向上、徹底した経費の節減による財務体質の改善、寄附金の獲得。

次に同常務理事から、別添の配布資料を元に平成29年度の財務状況の説明とともに、30年度収支予算について説明があった。説明によると、29年度は現段階では百数十万程度の赤字になる見込みであるが、年度末入出金の変動により少々の上下が生ずると思われる。また、30年度は689万円程度のマイナス予算となつたが、これには社内ソリューションなどＩＴ関連の新規費用、相談員の増員、制度改革10周年記念事業シンポジウムの開催等が予定されているためであるが、事業計画書で説明したように、会員システムなどのインフラ基盤整備を会員獲得や事業の収益性向上に結び付けるとともに、シンポジウムの有料化によるコストリカバリーや調査研究については新たな助成先の獲得に努めたい、とのことであった。また、資金調達及び設備投資の見込みについては、Webサイトコンテンツ、社内システム等の開発費用、社内サーバの交換等、新たなＩＴ投資に521万円ほどを投入するとの説明があった。

以上の説明に対して、下記の意見及び質疑応答があった。

(小西評議員) 収支予算書の体裁についてだが、「法人会計」には事業費を計上すべきではなく、管理費のみを書くべきだ。こうした横長の様式は、他の団体では見たことがない。また、事業収益の「Web協賛収益」と、受取支援金の「指定正味財産からの振替額等」は過去の実績や30年度予算額ともすべてゼロであり、表示する必要はない。削除すべきではないか。

(鶴見常務理事) 一つ目のご指摘は、経常費用の欄に公益目的会計、法人会計共通の表示として「事業費」の文字を入れたことで誤解を招いた。人件費、物件費の合計額として見やすいように設けたが、合計欄は下部に「経常費用計」があるので不要と思う。予算書の様式変更は、会計監事に相談して対応したい。また、二つ目のご指摘はごもっともであり、削除する。

(中田監事) 公益法人協会の收支予算書は表示する情報が多いので、こうした様式になつてゐるが、今回初めて提出した体裁ではなく、以前からこのような様式で収支予算を作成している縁縁がある。また、こうした様式は、他の団体でも採用しているところがある。

(蓑評議員) 財務体質の改善は喫緊の課題であると思う。予算書に計上している、会費収益、寄附金収益の増額について、具体的な対策はあるか。

(鶴見常務理事) 30年度については、思い切った手法による収益を挙げたい。また、費用節減の改善は十分に分析する必要があるが一方で、投資をすべきところにしないと悪影響が出る。できるものから順番にやっていく。現段階では、具体的に一言では言い表わせないが。

(蓑評議員) 経常費用をみると、賃借料が1,100万、1,200万、1,300万と毎年100万ずつ上がっているように見える。一般的な相場感では、上がってないと思うがどうか。

(鶴見常務理事) 貸借料には家賃だけではなく、大小の複合機や社内サーバ、Webや社内システムの開発費などのコンピュータ関連費用等が含まれている。

(高橋洋評議員) 経常費用のIT関連費用約920万円は、どの科目に入っているのか。

(鶴見常務理事) 貸借料の他は、サイト運営費、コンピューターシステム関係費などに計上している。

(高橋洋評議員) ここ2年は会員数が減少しているということであるが、会員を80団体増やすということは、現実に可能と思っておられるのか。

(鶴見常務理事) 80という数字は新規獲得団体の目標値であり、退会があるので純増はもっと小さくなる。会員獲得は、今まで行わなかったアプローチをし、チャレンジ精神、意気込みにより、目標を達成したい。可能だと思っている。

(小方評議員) コンピュータ関連費用の償却は、どのような方法に拠っているのか。また、相談室事業の収支における、大きな変動はどのような理由か。

(鶴見常務理事) 新規のIT費用については、一括で購入する財源はないので、5年ベースのリース契約を想定している。また、相談室事業においては内閣府委託相談会が入札という性格上、受注のタイミングがある。予算には収支とも計上せず、落札すると数百万単位で決算書に収益、費用が計上される。そのギャップが生じている。

審議の結果、原案どおり出席評議員全員一致で可決した。

○報告事項

下記項目について、それぞれ担当執行理事より報告があった。

(1) 第45回理事会のその他決議事項（雨宮理事長）

① 「『東日本大震災 草の根支援組織応援基金』支援金第6回配分の件」

報告によると、支援先の決定案策定に当たって、岸本理事を含む6名で構成される配分委員会で審議したが、うち1名は現役大学生の候補者4名から選抜した。また、募集に先立って昨年12月上旬、福島県、宮城県の計5市の現地非営利組織11団体を訪問、ヒアリングによる情報交換を行った。今回の募集に応募した団体は38団体であり、うち14件を採択、計653万3,113円を配分助成したい。当協会は事務費として配分額の10%以下の金額を受領する、とのことであった。

② 「会員に関する規程の改定」の件

報告によると、今回の改定案は会費の滞納に基づく会員の除名に係るもので、従来は理事会承認が必要であった除名規定を、入会との整合性及びフレキシブルな対応を図るため「理事長決裁」、理事会へは「報告」とするものであるが、改定後の規定は理事会決議があった日から施行された、とのことであった。

③ 「平成30年度役員報酬(4～6月)」の件

報告によると、役員報酬の月額については29年度と同じであるが、6月の定時評議員会の終結をもって理事長(自分)の理事としての任期が満了するので、改めて理事長(代表理事)を定時評議員会後の理事会で選任する必要がある。そのため、理事会では4月から6月までの3ヶ月間の役員報酬について承認いただいた、とのことであった。

④ 「顧問の選任」の件

報告によると、現顧問3名(石村、岡本、能見の各氏)の任期が本年3月末で満了するが、4月1日から2年間の再任について承認いただいた、とのことであった。

(5) 「定時評議員会の日時及び場所並びに目的である事項等」の件

報告によると、平成29年度の事業報告等及び計算書類等の承認、役員改選等に係る定時評議員会は、6月27日(水)14時より仏教伝道センターにて開催することが決議された、とのことであった。

(2) 「公益信託法の見直しに関する中間試案」(パブリックコメント)及び公法協意見書(鈴木副理事長)

報告によると、平川監事が委員として出席している法制審議会信託法部会の審議結果が、公益信託法の改正案として1月、法務省からパブリックコメントに付され、当協会は理事長名で意見書を提出した。意見書は、新公益信託法の目的について原案に賛成し、現行の税法上の規定による複雑な制度を改め、公益法人制度と平仄を合わせ、行政庁から認可された公益信託が税法上の優遇措置を受けることが可能となるよう、税当局との調整を進めることを要望する、等々の内容である。また、意見書は当協会を含め、信託協会、弁護士会、最高裁、経団連、連合等11法人から提出された、とのことであった。

(3) 「民間法制・税制調査会」の開催(鈴木副理事長)

報告によると、制度環境の改善に向けた同調査会を2月に立ち上げた。委員は関係法の有識者及び研究者に加えて、堀田理事や片山理事、田中理事らを実務者とする総勢15名のメンバーであり、本年秋中に報告書をまとめ、12月に開催する新法施行10周年記念シンポジウムにてそれを報告する予定である、非営利法人全般に対して提言をしていきたいとのことであった。

(4) 平成29年度寄附金の状況(鶴見常務理事)

報告によると、29年度に受領した寄附金は3月6日現在、「東日本大震災 草の根支援組織応援基金」に対する寄附金が計241万円、一般寄附金が50万円である。また、当協会規程上の特定寄附金に関しては、すでに募集と配分を終了した「熊本大地震草の根支援組織応援基金」を含め、改めて今期における配分額等の説明があった。

(5) 平成29年度入退会の状況(鶴見常務理事)

報告によると、2月末時点の会員動向は入会が39件、退会45件のマイナス6件であるが、毎年年度末に退会が多く発生することを考慮し、本年度の見通しはマイナス15件程度を想定している、今後は退会団体にアンケートだけでなく、ヒアリングを行いたいとのことであった。

(6) その他報告

昨年6月に開催された定時評議員会以降の事業実施状況等につき(上記(5)までに報告した項目を除く)、別添の配布資料を元に各担当理事から報告があった。

以上の報告に対して、次の意見及び質疑応答等があった。

(鈴木評議員) 報告(3)の「民間法制・税制調査会」について、日本NPOセンター、シーズとも協議をされたそうだが、委員のリストには入っていない。5年後、10年後の法人制

度の在り方など、将来を見据えて取り組むためにも、切り離してしまうのはいかがかと思う。

(雨宮理事長) 日本にはいろいろな法人制度があるが、そのうちの主要なものを検討するという趣旨である。日本では非営利法人制度自体が混乱しており、今から統合するのは現実的には難しい。制度を改革するときには、どの法人制度が活用でき、どの法人制度をどのように変えるべきかということを考えたい。

(鈴木副理事長) NPO法人関係者には、オブザーバーとして参加いただくこととなっている。

(今井評議員) 将来、公益法人協会が全体的に、普及啓発活動を行う相手先はどこか。

(雨宮理事長) 寄附を集め際にも「公益法人」とは何か、一般の人が分かるように説明していきたい。大阪の公益構想はおもしろいが、行政を巻き込んで行っている。私たちはあくまで、民間非営利セクターとして進めたい。民間非営利セクター、とりわけ公益法人を正しく理解してもらえるよう広報していきたい。

(大賀評議員) 報告(2)の公益信託法改正について、意見書を見ると、公益法人協会は個人の受託者を認めると言っており、方針が変わったと感じた。個人の場合は死亡、病気など事情の変化があるので、ガバナンスが課題である。「中間試案に関する意見書」において、「第4 公益信託の受託者」の中で、共同受託者双方が自然人であることまで許容するのは、従来の姿勢を大きく越えているのではないか。今後、法人に対する研修を行う必要がある。

(小西評議員) いま盛んに報道されている(公財)日本相撲協会の相談相手になるとか、社会課題に対応できる公益法人協会であって欲しい。

(木村評議員) 今後は、公法協、あるいは代表者の見解など、SNSを活用してタイムリーに情報発信するなど本格的に取り組まれてはどうか。

以上をもって議案の審議等を終了したので、17時03分、議長は閉会を宣し、解散した。

以上、この議事録が正確であることを証するため、議長及び議事録署名人は記名押印する。

平成30年3月12日

議長 高橋 陽子

議事録署名人 裴 康久

議事録署名人 渡邊 駿

本議事録の作成にかかわる職務を行った者の氏名

公益財団法人公益法人協会

総務部総務担当課長 加藤 利文

総務部 松野亜希子